

国立大学法人和歌山大学特定個人情報管理実施要項

制 定 平成27年12月25日  
法人和歌山大学規程 第1713号  
最終改正 令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学における個人情報の保護に関する規程第6条の3第1項及び第2項の規定に基づく国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が保有する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の管理等について必要な事項を定める。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第2条 本学が個人番号を取り扱う事務（以下「個人番号関係事務」という。）の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）に係る次に掲げる個人番号関係事務

- イ 給与所得及び退職所得の源泉徴収票の作成に係る事務
- ロ 給与支払報告書の作成に係る事務
- ハ 雇用保険の各種届出及び申請に係る事務
- ニ 健康保険及び厚生年金保険の各種届出及び申請に係る事務
- ホ 文部科学省共済組合に関する事務
- へ 財形貯蓄に関する事務

(2) 役職員の配偶者の国民年金第3号被保険者の届出に係る事務

(3) 前2号以外の個人に係る次に掲げる個人番号関係事務

- イ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- ロ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ハ 不動産の譲受けの対価の支払調書作成事務
- ニ 不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書作成事務

(特定個人情報等の範囲)

第3条 本学が前条の事務を行うために使用する特定個人情報等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 役職員及びその扶養家族の個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、その他個人番号と関連付けられた個人情報

(2) 役職員以外の個人に係る個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所、その他個人番号と関連付けられた個人情報

(3) その他個人番号と関連付けられた個人情報

(事務取扱担当者)

第4条 特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者及び事務の範囲は、別表のとおりとする。

(特定個人情報等の収集、保管及び廃棄)

第5条 個人番号関係事務の処理に使用するため収集した特定個人情報等（端末及びサーバに内蔵されているものを除く。）については、収集した年度の翌々年度中に速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄するものとする。

2 端末及びサーバに内蔵されている特定個人情報等については、個人番号関係事務に最後に利

#### 特定個人情報管理実施要項

用した日から7年を経過する日の属する年度まで保管し、当該期間の経過後に速やかに当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

- 3 第2条に規定する個人番号関係事務の処理のために作成し又は提出された個人番号が記載された書類は、所管法令で定められた保存期間の経過後に速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄するものとする。
- 4 前3項により廃棄した特定個人情報等について台帳を整備し、廃棄の状況について記録する。

#### 附 則

この要項は、平成27年12月25日から施行する。

附 則（平成29年7月28日一部改正：法人和歌山大学規程1990号）

この改正要項は、平成29年7月28日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程2733号）

この改正要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事務取扱担当者	事務の範囲
人事労務課人事係の担当職員	給与所得及び退職所得の源泉徴収票の作成に係る事務
	給与支払報告書の作成に係る事務
	雇用保険の各種届出及び申請に係る事務
	健康保険及び厚生年金保険の各種届出及び申請に係る事務
	役職員以外の者に係る報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
	役職員以外の者に係る不動産の使用料等の支払調書作成事務
	不動産の譲受けの対価の支払調書作成事務
	不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書作成事務
人事労務課サービス・福祉係の担当職員	文部科学省共済組合に関する事務
	財形貯蓄に関する事務
	役職員の配偶者の国民年金第3号被保険者の届出に係る事務